

三 田 市 告 示 第 1 7 3 号

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 の 失 効 に つ い て

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条、第35条、第36条及び第39条第2項に基づく道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第20条から第25条までの規定、三田市自動車臨時運行許可取扱規則（昭和34年三田市規則第9号）第2条第1項の規定により、下記の者について自動車臨時運行許可番号標及び臨時運行許可証を貸与したが、未返却のまま長時間放置され、再三の督促にも返答が無い状態に有る。

よって回収不能と判断し、当番号標を失効するため同規則第5条の規定にもとづき、次の通り告示する。

令和 8 年 8 月 1 3 日

三 田 市 長 田 村 克 也

記

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日	貸与者の住所・氏名	貸与年月日
神戸31-21三田	令和8年8月13日	大阪市淀川区宮原1-19-23-1112 熊倉 忠	令和8月5月21日